

当面の諸問題

○ 総務課

- 1 中学生の「税についての作文」・「税に関する高校生の作文」の表彰について
- 2 租税教室開催勸奨窓口紹介のお願い
- 3 税理士法について

○ 管理運営部門

ご協力のお願ひ事項等

○ 徴収部門

- 1 猶予制度のご案内
- 2 ダイレクト納付を利用した予納について

○ 個人課税部門

- 1 申告書の早期提出及びe-Taxによる提出
- 2 令和3年分確定申告期の確定申告会場
- 3 ご自宅からのe-Taxのご案内
- 4 登記事項証明書の添付省略について
- 5 青色申告特別控除の取扱いについて

○ 法人課税部門

- 1 適格請求書発行事業者の登録申請書について
- 2 個人事業者等に対する源泉徴収義務の適正な履行に関する指導のお願い

総務課

○ 令和3年度 中学生の「税についての作文」(天王寺区内 応募校数 9校・応募総数 1,535編・内受賞数19編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	四天王寺中学校	野々垣 妃夏	ののがき ひなつ	3	小さな背中その奥に
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	大阪市立夕陽丘中学校	古本 実子	こもと みこ	3	生きている証と税金
納税貯蓄組合大阪府総連合会 会長賞	四天王寺中学校	大塚 彩乃	おおつか あやの	3	さりげない助け合い
納税貯蓄組合大阪府総連合会 優秀賞	大阪星光学院中学校	西出 裕克	にしで ひろかつ	3	「支え合う」ための税金
天王寺税務署 署長賞	大阪市立天王寺中学校	濱畑 暖乃	はまはた はるの	3	つながる税
天王寺税務署 署長賞	上宮学園中学校	本谷 莉絵瑠	ほんたに りえる	3	人を支える税
大阪市なんば市税事務所 所長賞	大阪市立天王寺中学校	辻 拓真	つじ たくま	3	骨が折れた
天王寺区役所 区長賞	大阪教育大付属天王寺中学校	植田 真帆	うえだ まほ	3	猛暑に考える地球の未来
天王寺区役所 区長賞	大阪市立高津中学校	横山 莉乃	よこやま りの	3	生理用品を軽減税率対象に
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	四天王寺中学校	富田 陽加	とみた はるか	3	税の必要性
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	清風中学校	上田 遼	うえだ りょう	3	税金の使い方
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	明星中学校	和田 優斗	わだ ゆうと	3	未来の納税者の一人として
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	大阪市立夕陽丘中学校	長谷川 愛莉	はせがわ あいり	3	京都市を脅かす財政破綻の危機
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	明星中学校	小川 耀	おがわ かい	3	中学生視点の税
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪星光学院中学校	佐用 敦紀	さよう あつのり	3	(非公開)
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	山田 花奈	やまだ はな	3	美しきバトンパス
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	上宮学園中学校	北野 翔馬	きたの しょうま	3	税金の使い方
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	清風中学校	酒井 拓人	さかい たくと	3	我が家の「税金」
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	明星中学校	井上 凌	いのうえ りょう	3	僕が国に求めること

○ 令和3年度 「税に関する高校生」の作文(天王寺区内 応募校数 8校・応募総数 1,130編・内受賞数 14編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
公益財団法人納税協会連合会 会長賞	大阪府立清水谷高等学校	荒木 桜子	あらかき さくらこ	1	納めてもらう立場から納める立場へ
天王寺税務署 署長賞	大阪府立清水谷高等学校	奥野 沙菜里	おくの さらり	1	(非公開)
天王寺税務署 署長賞	大阪府立高津高等学校	平山 愛乃	ひらやま あいの	1	子供にとっての税
天王寺税務署 署長賞	大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校	高橋 遥香	たかはし はるか	3	納税は単なる負担なのか
天王寺税務署 署長賞	大阪夕陽丘学園高等学校	高橋 えみ	たかはし えみ	1	税の大切さ
天王寺税務署 署長賞	四天王寺高等学校	貴島 百萌果	きじま ももか	1	真の公平を実現できる税
大阪府なにわ南府税事務所 所長賞	四天王寺高等学校	下川 葉月	しもかわ はづき	1	税のサイクル
天王寺区役所 区長賞	四天王寺高等学校	中村 美乃里	なかむらみのり	1	増税は有効か?
天王寺区役所 区長賞	四天王寺高等学校	前川 心	まえかわ ここ	1	税と医療
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎	長門 伶香	ながと れいか	1	私たちの「道作り」
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	四天王寺高等学校	中谷 紗彩	なかたに さあや	1	大切な税金
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	興國高等学校	藤本 慶太	ふじもと けいた	1	税の大切さ
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	四天王寺高等学校	下田 麻奈加	しもだ まなか	1	社会保障制度から考える税制
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	清風高等学校	田原 哲詩	たはら ざとし	1	税とは何か

■ 租税教室開催勧奨窓口紹介のお願い ■

(記載日) 令和 年 月 日

(記載者) 氏 名 :

Tel :

区分	学 校 名	租税教室の有無			関係性			備 考
		元年度 実 績	2年度 実 績	3年度 予 定	母校	地元	その他	
	(記載例)				○	○	○	① 母校なので、一緒に勸奨に行ける。 ② 校長先生は恩師なので、紹介できる。 ③ 同窓会会長の●●さんを、紹介できる。 ④ PTA会長の●●さんを、紹介できる。 ⑤ 社会科の●●先生を、紹介できる。
小 学 校	大阪市立 五条小学校	○	○					
	大阪市立 大江小学校	○		○				
	大阪市立 真田山小学校	○						
	大阪市立 生魂小学校	○		○				
	大阪市立 聖和小学校	○		中止				
	大阪市立 天王寺小学校	○						
	大阪市立 桃陽小学校	○		○				
	大阪市立 味原小学校	○	○	中止				
	計 8 校	8校	2校	3校				
中 学 校	大阪教育大学附属天王寺中学校							
	大阪市立 高津中学校							
	大阪市立 夕陽丘中学校	○						
	大阪市立 天王寺中学校	○						
	四天王寺中学校	○	○	○				
	大阪星光学院中学校							
	明星中学校							
	清風中学校	○						
	上宮中学校							
	計 9 校	4校	1校	1校				
高 等 学 校	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎							
	大阪府立 高津高等学校	○	○					
	大阪府立 清水谷高等学校	○						
	大阪市立 大阪ビジネスフロンティア高等学校	○		○				
	大阪府立 夕陽丘高等学校							
	興國高等学校	○						
	四天王寺高等学校							
	上宮高等学校							
	清風高等学校							
	大阪星光学院高等学校							
	大阪夕陽丘学園高等学校							
	明星高等学校							
	計 12 校	4校	1校	1校				

税理士法について

税理士法は、税理士が社会的・公共的な使命を負うことを前提として、税務代理、税務書類の作成及び税務相談といった税理士業務を、たとえ無償であっても税理士以外の者が行えない、無償独占の業務としています。

このため、税理士には様々な義務と責任が課されており、これに違反した場合には、懲戒処分等に付す規定が設けられています。

この資料では、税理士法の概要のほか、税理士等の非行事例などを紹介します。

《税理士の使命》

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

- 「独立した公正な立場」とは…
納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持すべきことを明確化したものです。
- 「納税義務の適正な実現を図る」とは…
税法に定めるとおり、過大でも過少でもなく納税するとの趣旨です。

《税理士の業務》

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理
- 二 税務書類の作成
- 三 税務相談

- 「業とする」とは…
税務代理、税務書類の作成及び税務相談の事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、営利目的の有無ないし有償無償の別は問いません。
- 「税務代理」とは…
税理士が、「申告等に関する代理・代行すること」若しくは「税務官公署の調査や処分に対する主張・陳述の代理・代行すること」をいいます。
- 「税務書類の作成」とは…
税務官公署に対する申告等に係る申告書等を、自己の判断に基づいて作成することをいいます。
- 「税務相談」とは…
「相談」とは、個別・具体的な相談を指し、一般的な相談は含まないとされています。

《税理士等に課せられている主な義務規定》

(税務代理の権限の明示)

第 30 条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(税理士証票の提示)

第 32 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

(署名の義務)

第 33 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。

—省略—

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

3～4 —省略—

(脱税相談等の禁止)

第 36 条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 37 条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(非税理士に対する名義貸しの禁止)

第 37 条の 2 税理士は、第 52 条又は第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

(秘密を守る義務)

第 38 条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

(会則を守る義務)

第 39 条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

(研修)

第 39 条の 2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(事務所の設置)

第 40 条 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。

4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

(帳簿作成の義務)

第 41 条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2～3 —省略—

(使用人等に対する監督義務)

第 41 条の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(助言義務)

第 41 条の 3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

《税理士法違反について》

1 税理士法に違反した場合

税理士法上の調査等により、税理士等（税理士及び税理士法人）による税理士法違反行為が把握された場合には、その違反の程度により、

- 行政指導… 軽微な違反行為（税務署長等が行う）
 - 行政罰 … 懲戒処分（国税審議会の審議を経て、財務大臣が行う）
 - 刑事罰 … 警察又は検察へ告発
- の措置が行われます。

【懲戒処分】

懲戒処分には、次の3種類があります（税理士法第44条）。

① 戒告

将来再び同じ過ちを犯さないよう注意する処分

② 2年以内の税理士業務の停止

税理士業務を一定期間停止することを命ずる処分、登録は抹消されませんが、停止期間中は税理士業務を行えません。

※ 平成26年度税制改正において、平成27年4月1日以後の不正行為に係る懲戒処分等については税理士業務の停止期間を2年以内とすることとなりました（平成27年3月31日以前にした不正行為については、当該税理士業務の停止期間は改正前の1年以内が適用されます）。

③ 税理士業務の禁止

税理士業務を行ってはならない旨を命ずる最も重い処分、税理士法第4条の欠格条項に該当し、登録が抹消され、処分後3年を経過するまで税理士となる資格を失います。

【告発】

刑事訴訟法第239条

第1項 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

第2項 官吏及び公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

2 税理士等に対する懲戒処分件数（全国計）

（単位：件）

会計年度	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2
処分件数	34	41	50	59	41	39	38	51	43	22
禁止	8	5	5	13	5	11	7	9	14	4
停止	26	36	45	46	36	28	31	42	29	18
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【国税庁ホームページ掲載の税理士法に関する情報】

- ・ 税理士法
- ・ 税理士法基本通達
- ・ 税理士法違反行為 Q&A
- ・ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

（平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等に適用：財務省告示第104号）

（平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用：財務省告示第35号）

など

【税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方（財務省告示第35号）】

（財務省告示35号は平成27年4月1日以降の行為を対象としており、それ以前の行為については、従前の財務省告示104号による。）

対 象		行 為	判 断 要 素	量定の範囲（法規定）
法第45条 (不真正税務代理等)		第1項（故意）	不正所得金額等	6月以上2年以内の 停止又は禁止
		第2項（過失）	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止
法第46条 (一般の懲戒)	法第33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度	戒告又は1年以内の停止
	法第37条 (信用失墜行為)	自己脱税 (重加)	不正所得金額等	2年以内の停止又は禁止
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ (過少)	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止
		調査妨害	妨害行為の回数、程度	2年以内の停止又は禁止
		税理士業務を停止されている税理士への 名義貸し	貸人数、税務書類の件数、 期間、対価の額等	2年以内の停止又は禁止
		業務け怠	—	戒告又は1年以内の停止
		税理士会の 会費の滞納	—	戒 告
		その他反職業 倫理的行為	—	戒 告 2年以内の停止又は禁止
	法第37条の2 (非税理士に対する名義貸しの禁止)		貸人数、税務書類の件 数、期間、対価の額等	2年以内の停止又は禁止
	法第38条 (秘密を守る義務)		—	2年以内の停止又は禁止
	法第41条 (帳簿作成の義務)		—	戒 告
	法第41条の2 (使用人等に対する監督義務)		—	戒告又は1年以内の停止
	法第42条 (業務の制限)		違反行為に係る関与件数等	2年以内の停止又は禁止
	税理士業務の停止の処分を受け、 その処分に違反して税理士業務 を行ったとき		—	禁 止
その他		—	戒 告 2年以内の停止又は禁止	

《非行事例》

1 法第 45 条関係

(脱税相談等の禁止)

第 36 条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第 45 条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第 36 条の規定に違反する行為をしたときは、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(1) 脱税相談等

【条文】 税理士法第 36 条違反、同法第 45 条第 1 項該当

【量定】 6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

事例

税理士甲は、滞納のある関与先である法人 A の代表者乙から、法人 A に対する滞納処分の執行を免れたい旨の相談を受け、乙に対して法人 A の事業資産を仮装売買する方法を提案したほか、その仮装売買の相手方の手配を行うなど、不正に国税の徴収を免れるための仮装工作に加担した。

(2) 不真正税務書類の作成

イ 故意

【条文】 税理士法第 45 条第 1 項該当

【量定】 6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ 過失（相当の注意を怠った）

【条文】 税理士法第 45 条第 2 項該当

【量定】 戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

事例 1 税理士自らが仮装行為を行い、不真正の申告書を作成した場合

税理士甲は、関与先である法人 A の法人税及び消費税の確定申告に当たり、法人 A の代表者乙から税金を払わずに手元に資金として置いておきたい旨の依頼を受け、甲が代表者である法人 B に業務委託があったように装うことを乙に提案し、法人 B 名義の口座に業務委託費として振り込ませた上で架空の業務委託費を計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

なお、甲は、不正行為に加担した手数料として法人 B 名義の口座に乙が振り込んだ金額の一部を受領し、その残額を乙に返金していた。

事例2 関与先から真正の事実を知らされていたにもかかわらず、不真正の申告書を作成した場合

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙が持参した帳簿には支払事実のない架空の接待交際費が計上されていることを乙から知らされていたにもかかわらず、その架空の接待交際費をそのまま計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

事例3-1 関与先からの依頼を受け、不真正の申告書を作成した場合

税理士甲は、関与先である法人Aの法人税及び消費税の確定申告に当たり、法人Aの代表者乙から前年に比して所得が増加したため前年並みの所得に対する税額となるように調整してほしい旨の依頼を受け、一度は断ったものの強い要請を受けて、自ら前年と同様並みの税額となるよう架空の外注費や接待交際費等を決算期末に一括して計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

事例3-2

税理士甲は、関与先乙の相続税の申告に当たり、乙から相続税を減らせないかと依頼され、自ら相続財産である貸付金を申告から除外することにより、課税価格を不正に圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

事例3-3

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から自身には多額の借金があり税金を納めることができないので何とかしてほしい旨の依頼を受け、いずれ修正申告をしなければならないことを乙に説明した上で当年分に計上すべき売上金額であると認識しながらその売上金額を翌年分に計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

事例4 関与先からの依頼はないものの、自ら不真正の申告書を作成した場合

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から売上計算表を預かり正しい売上金額を認識していたにもかかわらず、乙が納得すると思われる税額になるよう自ら売上金額の一部を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

事例5 相当の注意を怠り、関与先から言われるまま不真正の申告書を作成した場合

税理士甲は、関与先Aの法人税申告に当たり、Aの代表者乙から口頭により高額な仕入金額の提示を受けたが、当該仕入金額に係る支払い事実等をなんら確認することなく、提示を受けた根拠の無い金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

2 法第 46 条関係

(一般の懲戒)

第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の2第1項若しくは第 2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。

(1) 信用失墜行為

(信用失墜行為の禁止)

第 37 条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

イ 自己脱税

【条文】 税理士法第 37 条違反、同法第 46 条該当

【量定】 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

事例 1 税理士本人が代表者である法人の法人税について自己脱税をした場合

税理士甲は、自己が代表者である法人Aの法人税の確定申告に当たり、実際には役員ではなく勤務実態もない税理士甲の娘である乙が法人Aの役員として業務に従事していたように装うために、開催していない臨時株主総会の議事録等を偽造した上で、架空の役員報酬を計上することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

事例 2 税理士本人の所得税等について自己脱税をした場合

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、売上金額の全てを顧問先ごとのメモにより把握していたにもかかわらず、売上元帳には売上金額の一部を計上せず、その売上金額を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮して申告した。

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

【条文】 税理士法第 37 条違反、同法第 46 条該当

【量定】 戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

事例 1 税理士本人の申告が連年無申告である場合

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことや確定申告しても税金が還付となると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額等を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。

事例 2 税理士本人が多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れを行った場合

税理士甲は、自己が代表者である法人Aの法人税の確定申告に当たり、日頃から帳簿書類の作成・保存をおろそかにしていたため売上金額や経費の計上漏れにより、多額の申告漏れを生じさせた。

八 調査妨害

【条文】 税理士法第 37 条違反、同法第 46 条該当

【量定】 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

事例 1

税理士甲は、課税調査の際、納税者に「書類は見せなくてよい」と指示し、税務職員が証ひよの呈示を求めた際には、書類を探させるフリをしながら、提出させなかった。
そのため取引先に反面調査を実施しようとしたところ、反面調査先に「協力しなくてよい」「取引は正当だと答えるように」と口裏合わせを指示して、調査の進行を妨げた。

事例 2

税理士甲は、当初調査に協力的であったが、税務職員が問題点を指摘したところ豹変し、「修正申告はしないから、更正できるものならやってみろ。」と、突然、大きな声を出し、テーブルを激しく叩いて税務職員を威嚇した上、調査結果説明の途中で納税者を伴って退席した。その後も理由無く日程調整に応じず、調査の妨害を図った。

二 業務け怠

【条文】 税理士法第 37 条違反、同法第 46 条該当

【量定】 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

事例

税理士甲は、関与先乙等から所得税の確定申告書の作成等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、申告書の作成作業の遅れや提出の失念等により正当な理由なく、法定申告期限までの提出を怠ったことにより、乙等に対して無申告加算税の賦課や青色申告の承認の取消等の損害を与えた。

ホ その他反職業倫理的行為

【条文】 税理士法第 37 条違反、同法第 46 条該当

【量定】 戒告、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

事例 1 所属税理士に対して名義貸し行為の指示をした場合

税理士甲は、非税理士乙から乙が作成した法人税の確定申告書に署名押印するよう依頼され、甲の税理士事務所に勤務する所属税理士丙に対してそれらの確定申告書に署名押印するよう指示し、「名義貸し」行為を行わせた。

事例 2 非税理士による税理士業務を助長する行為をした場合

税理士甲は、非税理士乙が税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でない契約を行うことができない申告書の作成が可能なソフトウェアを乙に貸与し、乙が税理士業務を行うことを黙認した。

事例 3 業務上横領をした場合

税理士甲は、関与先乙等の事務負担を減らすために、乙等から税理士報酬に係る源泉所得税を預かりその源泉所得税を甲が代わりに納付することを乙等と約定していたにもかかわらず、乙等の承諾を得ずに自身の税理士事務所の運営資金に流用し、その源泉所得税の納付期限までに納付しなかった。

事例4 国税職員との不適切な関係等があった場合

元国税職員である税理士甲は、国税職員は国家公務員倫理規程により繰り返し供応接待や財産上の利益を受けることが禁止されていることや国税通則法等により守秘義務が課されていることを認識しながら、かつて同僚であった国税職員乙に対し、供応接待や財産上の利益の供与を繰り返し行うとともに、税務調査の内容等の情報提供を依頼し、その情報を入手した上で自己の税理士業務に活用した。

(2) 非税理士等への名義貸しの禁止

★ 「名義貸し」とは…

「名義貸し」とは一言でいえば、税理士が税理士でない者（税理士業務の停止期間中の税理士等を含む）に自己の名義を利用させ、にせ税理士行為に協力、加担することである。

「名義貸し」行為の指標としては、

- ① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していないこと
- ② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていないこと
- ③ 税理士が報酬を納税者から直接收受していないこと

が挙げられる。

特に、税務書類の作成については、「税理士でない者が作成した申告書であっても、税理士が検算等をして確認すれば問題ない」と誤認している場合があるが、申告書の内容をいくら確認しても、あくまでも税理士でない者が作成したことには変わりなく、自己の判断に基づいて作成したことには当たらないので注意が必要である。

「名義貸し」行為は、税理士でない者のにせ税理士行為という法違反をほう助することになり、納税者に不測の損害を与えるばかりでなく、税理士制度の円滑な運営を阻害し、税務行政に対する納税者の信頼を損なうことにもなりかねない。

★ 問われる違反は…

○ 税理士

- ① 税理士業務の停止中の税理士に対する名義貸し

【条文】 税理士法第 37 条違反

【量定】 2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- ② 非税理士に対する名義貸し

【条文】 税理士法第 37 条の 2 違反

【量定】 2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

※ 刑事上の責任 … 2年以下の懲役又は 100 万円以下の罰則

○ 無資格者 ⇒ にせ税理士行為

【条文】 税理士法第 52 条、第 53 条違反（刑事告発又は行政指導）

- ① 税理士法第 52 条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

- ② 税理士法第 53 条（名称の制限）

税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2～3 一省略一

(非税理士に対する名義貸しの禁止)

第37条の2 税理士は、第52条又は第53条1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

【条文】 税理士法第37条の2違反、同法第46条該当

【量定】 2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

事例1

税理士甲は、非税理士乙から依頼され、乙が作成した法人税及び消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

事例2

税理士甲は、非税理士乙から依頼され、乙が作成した所得税の確定申告書の下書きを受領した上で、甲のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で電子署名を行い電子申告する「名義貸し」行為を行った。

事例3

税理士乙の税理士事務所に勤務する所属税理士甲は、乙に指示され、非税理士丙が作成した所得税及び消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

なお、甲は、自分で申告書上の転記誤りについて確認した上で署名すれば問題ないと思っていた。

事例4

税理士甲は、勤務実態のない非税理士乙を使用人と装い、乙が作成した所得税及び消費税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名する「名義貸し」行為を行った。

事例5

税理士甲は、税理士業務の禁止の懲戒処分を受けたことにより税理士登録を抹消された非税理士乙から依頼され、乙が作成した所得税の確定申告書及び相続税の申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

なお、甲は、乙に対し、自分の名義で署名することを許可していた。

事例6

税理士甲は、税理士事務所と同じ場所に併設している、会計法人A（税理士甲が代表に就任しており全額出資している）に会計業務を委託しているが、甲は、会計法人Aのみに従事している使用人乙に法人税及び消費税の確定申告書を作成させて、甲自身が署名する「名義貸し」行為を行った。

税理士
(名義貸し)

ハンコを押すだけで
収入アップ！
持つべきものは
資格ですな～。



にせ税理士
(名義借り)



お客様は神様です！
どんな申告書でも、
お望みどおりに
作成しますよ！

(3) 2か所事務所設置違反

(事務所の設置)

第40条 税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。))を除く。次項及び第3項において同じ。)及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

【条文】 税理士法第40条違反、同法第46条該当

【量定】 戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

事例

税理士甲は、廃業する税理士から顧客を引き継ぐに当たり、新たに事務所を設け、登録上の事務所とした。

その際、これまで税理士業務を行っていた自宅事務所の看板表示等の変更をすることなく、引き続き、自宅事務所において申告書作成などの税理士業務を行った。



(4) 守秘義務違反

(秘密を守る義務)

第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

【条文】 税理士法第38条違反、同法第46条該当

【量定】 2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

事例

C税理士事務所とC税理士が主宰する会計法人Dは同じ場所で、C税理士事務所及び会計法人Dの従業員は机を並べて業務を行っていた。C税理士事務所と会計法人Dのパソコンは同じサーバーにアクセス可能で、申告書控え等の書類は誰でも見ることができる書棚に保管され、会計法人Dの従業員がC税理士の顧客の申告情報を閲覧可能な状態になっていた。

(5) 使用人等に対する監督義務違反

(使用人等に対する監督義務)

第 41 条の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業員を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業員を監督しなければならない。

【条文】 税理士法第 41 条の 2 違反、同法第 46 条該当

【量定】 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

【参考】

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分の考え方（平成 27 年財務省告示第 35 号）

- 1 使用者税理士等が、使用人等の不正行為を認識していた場合
当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分
- 2 使用者税理士等が、使用人等の不正行為を認識していなかった場合
 - (1) 内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合
当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分
 - (2) 上記 2-(1)に該当しない場合でも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合
当該使用者税理士等が法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分

事例（使用人の不正加担）

税理士甲は、関与先である法人 3 社の法人税の確定申告について、甲の使用人である乙が、3 社の代表者から依頼を受け、架空の外注費を計上するなどの脱税に加担し、謝礼金を受領していたにもかかわらず、監督を怠り、これを見過ごした。

《税理士法人について》

(違法行為等についての処分)

第 48 条の 20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは 2 年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- 2 第 47 条及び第 48 条の規定は、前項の処分について準用する。
- 3 第 1 項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続きが終了するまで、なお存続するものとみなす。
- 4 第 1 項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第 45 条又は第 46 条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

自然人である税理士に対して懲戒処分の規定が定められていることとの均衡を図る観点から、税理士法人が税理士法又は税理士法に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときには、財務大臣は、税理士法人に対し、戒告、若しくは 2 年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができることとされている。

「税理士法」理解度チェック

《税理士の使命》

問1 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場で、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。	解答
--	----

《税務代理の権限の明示》

問2 税理士は、顧客の申告書に署名していれば、その顧客の税務調査の立会い（税務代理）を行うことができる。	解答
--	----

《税理士証票の提示》

問3 税理士は、会員章（バッジ）を着用していれば、税務官公署の職員と面接するときに、税理士証票の提示を省略できる。	解答
---	----

《脱税相談等の禁止》

問4 税理士が、法人の代表者から、「できるだけ税金を払いたくない」と相談を受けたことから、架空の人件費を計上するよう指示したが、代表者はそれを計上せず脱税をしなかったため、脱税相談等の禁止には該当しない。	解答
--	----

《信用失墜行為の禁止》

問5 税理士の自己脱税とは、自己又は自己が代表者である法人の申告についてのみ、不正所得金額等がある場合をいう。	解答
---	----

《信用失墜行為の禁止》

問6 税理士は、顧客の申告書の作成を他の税理士へ外注委託することができる。	解答
---------------------------------------	----

《信用失墜行為の禁止》

問7 税理士が、所属する税理士会の会費を正当な理由なく長期に滞納した場合、所属する税理士会の会則による懲戒処分の対象になるが、税理士法上の懲戒処分の対象となることはない。	解答
---	----

《信用失墜行為の禁止》

問8 懲戒処分により「税理士業務の停止」処分を受けたA税理士から依頼され、停止期間中のA税理士が作成した申告書をB税理士がそのまま税務ソフトに入力した上で電子署名をし、代理送信を行った。	解答
---	----

《非税理士に対する名義貸しの禁止》

問9 税理士資格のない者が作成した申告書でも、税理士が申告書の内容を確認した上で署名していれば、「名義貸し」には該当しない。	解答
--	----

《非税理士に対する名義貸しの禁止》

問10 税理士は、顧客の申告書の作成を自己が主宰する記帳代行会社へ外注委託することができる。	解答
--	----

《非税理士に対する名義貸しの禁止》

問 11 税理士事務所を退職した者を雇用したが、本人の希望通り自宅で業務を行わせ、経験豊富なベテラン職員なので、担当顧客への対応も任せ切りにしている。	解答
---	----

《秘密を守る義務》

問 12 税理士であった者が、業務廃止後に、正当な理由なく税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし又は窃用したとしても、税理士ではないため、法第 38 条（秘密を守る義務）違反には該当しない。	解答
---	----

《秘密を守る義務》

問 13 税理士事務所の隣室に会計センターを開設したが、スペースの都合上、顧客の申告書控え等の書類の保管場所は共同で利用している。	解答
---	----

《秘密を守る義務》

問 14 顧客の申告書の控えを記帳代行業者に渡して、会計帳簿と一緒に保管させている。	解答
--	----

《事務所の設置》

問 15 遠隔地の顧客の利便性から、使用人が常駐していれば分室や出張所を設けることができる。	解答
--	----

《事務所の設置》

問 16 自宅で開業税理士として登録しているが、実際には別の税理士事務所で使用人として働いている。	解答
---	----

《帳簿作成の義務》

問 17 税理士業務処理簿は顧客の税務書類の作成を行った時に記載すればよい。	解答
--	----

《使用人等に対する監督義務、税理士業務の制限》

問 18 税務調査において、税理士事務所の事務員は、税理士の許可があれば 1 人で立ち会い、調査担当者からの質問の受け答えを行うことができる。	解答
---	----

《使用人等に対する監督義務》

問 19 税理士事務所の使用人が税理士に無断で関与先の不正計算（脱税相談等）を行った場合、税理士自身についてはその事実を知り得ない状況であるため、懲戒処分を受けることはない。	解答
---	----

《税理士法人》

問 20 税理士法人は、税理士業務以外に、保険代理店業務や不動産賃貸業を行ってもかまわない。	解答
--	----

《税理士法人》

問21 税理士法人の特定の社員税理士が監督責任者を務める部署の使用人が、不正行為を行った場合、監督義務違反を問われるのは、その社員税理士のみであり、他の社員税理士は監督義務違反を問われることはない。	解答
---	----

《税理士法人》

問22 2名の社員税理士のうち1名が退社したがそのまま業務を継続し、1年後に新しい社員税理士が入社した。	解答
--	----

《税理士業務の制限》

問23 懲戒処分により「税理士業務の禁止」を受けた者が、禁止期間中に申告書の作成等の税理士業務を行った場合、税理士法第52条（税理士業務の制限）違反となる。	解答
--	----

《所属税理士》

問24 所属税理士が委嘱者から直接委嘱を受けて作成した申告書等に署名する場合、直接受任を受けた所属税理士の署名があればよい。	解答
--	----

《所属税理士》

問25 所属税理士は、委嘱者から直接委嘱を受けて行う税理士業務については、使用人を雇用することができる。	解答
--	----

《税理士の使命》

問1 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場で、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。	解答
	○

(答) 税理士法第1条(税理士の使命)において、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と定められています。

同法第2条(税理士業務)が、社会的、公共的な性格を有するものであることを前提として、税理士業務を税理士のみが営める「独占業務」とすることにより、税理士に対し、職業上の特権を与え、同時に、これに伴う義務を課することとしています。

したがって、税理士には、納税義務者の委嘱を受けてその業務を行うに際しては、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏らない独立した公正な立場を堅持すべきことが特に要求されているのです。

《税務代理の権限の明示》

問2 税理士は、顧客の申告書に署名していれば、その顧客の税務調査の立会い(税務代理)を行うことができる。	解答
	×

(答) 課税又は徴収についての税理士の代理や代行行為は、適法な権限に基づいて行われているものでなければならないことは言うまでもなく、税務官公署に対して、適法な権限に基づいていることを明示するための証拠を提示する必要が生じます。

そこで、税理士法第30条において、税理士が税務代理をする場合は、その権限を有することを証する書面「税務代理権限証書」を提出しなければならないとしています。

《税理士証票の提示》

問3 税理士は、会員章(バッジ)を着用していれば、税務官公署の職員と面接するときに、税理士証票の提示を省略できる。	解答
	×

(答) 税理士法第32条(税理士証票の提示)において、「税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。」と定められています。

なお、税理士会会則46条(税理士証票の携行)では、「税理士会員は、税理士業務を行うときは、税理士証票を携行し、税理士会員章を着用しなければならない。」と定められています。

《脱税相談等の禁止》

問4 税理士が、法人の代表者から、「できるだけ税金を払いたくない」と相談を受けたことから、架空の件費を計上するよう指示したが、代表者はそれを計上せず脱税をしなかったので、脱税相談等の禁止には該当しない。	解答
	×

(答) 税理士法第36条(脱税相談等の禁止)において、「税理士は、不正に国税若しくは地方

税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。」と定められています。

なお、これについては、税理士が不正に税の賦課、徴収を免れること等につき、指示し、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしておれば足り、納税義務者本人が税の遁脱行為をしたかどうか又は不正還付を受けたかどうかは問いません。

《信用失墜行為の禁止》

問5 税理士の自己脱税とは、自己又は自己が代表者である法人の申告についてのみ、不正所得金額等がある場合をいう。	解答
	×

(答) 平成27年1月改正の財務省告示第35号において、税理士の自己脱税には「自己又は自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。」と定められています。

《信用失墜行為の禁止》

問6 税理士は、顧客の申告書の作成を他の税理士へ外注委託することができる。	解答
	×

(答) 申告書の作成を外注委託した場合、税理士は、顧客から委嘱された税理士業務（申告書の作成）の履行を怠った【業務け怠】となり、税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反となるとともに、外注委託先の税理士へ顧客の情報を漏らしたことになり、同法第38条（秘密を守る義務）違反となります。

外注委託するのではなく、「復代理人」の税理士を選任する方法や、「複数受任」、「共同受任」のように、各々の税理士が顧客と委嘱契約する方法で適切に対応してください。

《信用失墜行為の禁止》

問7 税理士が、所属する税理士会の会費を正当な理由なく長期に滞納した場合、所属する税理士会の会則による懲戒処分の対象になるが、税理士法上の懲戒処分の対象となることはない。	解答
	×

(答) 税理士が所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納した場合は、【信用失墜行為】となり、税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反となり、同法第46条の【一般の懲戒】の処分事由に該当します。

なお、この場合の懲戒処分の量定は、財務省告示第35号（平成27年1月30日）において、戒告となることが明記されました。

《信用失墜行為の禁止》

問8 懲戒処分により「税理士業務の停止」処分を受けたA税理士から依頼され、停止期間中のA税理士が作成した申告書をB税理士がそのまま税務ソフトに入力した上で電子署名をし、代理送信を行った。	解答
	×

(答) B税理士は、自ら税務ソフトに入力して申告書を作成していますが、それは税理士業務の停止処分中のA税理士が作成した申告書をそのまま入力したものであって、B税理士が自らの判断で作成した申告書とは言えず、税理士業務を停止されている税理士への名義貸しに該当します。

また、A税理士は税理士法第 46 条の懲戒事由に該当し、税理士業務の禁止の処分となります。

《非税理士に対する名義貸しの禁止》

問9 税理士資格のない者が作成した申告書でも、税理士が申告書の内容を確認した上で署名していれば、「名義貸し」には該当しない。	解答
	×

(答) 税理士が、顧客と直接委嘱契約せず、税理士資格のない者が作成した申告書に署名することは、申告書の内容を確認しているとしても、「名義貸し」に該当する行為であり、税理士法第37条「信用失墜行為の禁止」(平成27年4月1日以降の行為については、同法第37条の2「非税理士に対する名義貸しの禁止」)に違反します。

また、税理士の行為は、日税連会則第61条「非税理士との提携の禁止」に違反していることから、税理士法第39条「会則を守る義務」にも違反することとなります。

《非税理士に対する名義貸しの禁止》

問10 税理士は、顧客の申告書の作成を自己が主宰する記帳代行会社へ外注委託することができる。	解答
	×

(答) 税理士は、申告書の作成を自己が主宰する記帳代行会社へ外注委託することはできません。

税理士業務は、税理士事務所を登録した所在地において、税理士が行い、また、その支配、監督の下、職員に行わせるものであることから、税理士が出資して同所に併設している法人で税理士が代表者であっても、税理士個人の事務所とは別人格の法人として業務を行っているため、税理士が申告書を自らの判断に基づいて作成したことにはならず、「名義貸し」行為となります。

また、外注委託した場合、税理士は、外注委託先へ顧客の情報を漏らしたことになり、税理士法第38条(秘密を守る義務)違反にも該当することとなります。

《非税理士に対する名義貸しの禁止》

問11 税理士事務所を退職した者を雇用したが、本人の希望通り自宅で業務を行わせ、経験豊富なベテラン職員なので、担当顧客への対応も任せ切りにしている。	解答
	×

(答) 税理士事務所の使用人としての形式を整えていても、勤務実態や業務管理の状況から実質的に使用人とは言えない者の作成した申告書は、税理士が自らの判断で作成したものとは言えず、「名義貸し」行為となります。

《秘密を守る義務》

問12 税理士であった者が、業務廃止後に、正当な理由なく税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし又は窃用したとしても、税理士ではないため、法第38条(秘密を守る義務)違反には該当しない。	解答
	×

(答) 税理士法第38条は、「税理士は、正当な理由(注1)がなく、税理士業務に関して知り得た秘密(注2)を他に洩らし、又は窃用(注3)してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。」と規定し、税理士業務を廃業した場合であっても、秘密を守る義務(守秘義務)を課しています。

同法第 38 条の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第 59 条第 1 項第 3 号）。

なお、税理士が同法第 38 条の規定に違反した場合には、同法第 46 条の懲戒事由に該当し、その量定は、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となります。

（注 1） 「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいう（基通 38-1）。

（注 2） 「税理士業務に関して知り得た秘密」とは、税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいう（基通 38-2）。

（注 3） 「窃用」とは、税理士自ら又は第三者のために利用することをいう（基通 38-3）。

《秘密を守る義務》

問13 税理士事務所の隣室に会計センターを開設したが、スペースの都合上、顧客の申告書控え等の書類の保管場所は共同で利用している。	解答
	×

（答） 会計センターの職員が、税理士の顧客の申告内容等の情報をいつでも自由に入手することが可能な状況に置くことは、守秘義務違反となります。

《秘密を守る義務》

問14 顧客の申告書の控えを記帳代行業者に渡して、会計帳簿と一緒に保管させている。	解答
	×

（答） 記帳代行業者に顧客の申告内容を洩らす行為は、守秘義務違反となります。

《事務所の設置》

問15 遠隔地の顧客の利便性から、使用人が常駐していれば分室や出張所を設けることができる。	解答
	×

（答） 開業税理士は、自己の事務所を設置する義務がありますが、分室、連絡所、出張所などいかなる名称であっても、登録事務所以外に事務所を設置することはできません。

複数事務所の設置を規制する根拠は、

- ① 税理士が常駐しない事務所では、税理士不在のため適正な税理士業務執行の確保ができないこと
- ② 名義貸し、使用人等の監督義務違反などの未然防止にあります。

《事務所の設置》

問16 自宅で開業税理士として登録しているが、実際には別の税理士事務所で使用人として働いている。	解答
	○

（答） 開業税理士として事務所を設けるほか、勤務先で税理士としてではなく、専ら使用人として開業税理士の補助業務を行う場合は、差し支えありません。

ただし、勤務先の税理士事務所において、補助業務の域を超え、雇用者税理士の判断に

基づかず税理士業務を行ったり、自らの開業税理士の業務を行うことは、2以上の事務所を設置することに当たります。

なお、開業税理士に雇用され税理士業務に従事する場合は、所属税理士として税理士登録を変更しなければならず、所属税理士は自らの事務所を設けることはできません（同法第40条1項、施規18条）。

《帳簿作成の義務》

問17 税理士業務処理簿は顧客の税務書類の作成を行った時に記載すればよい。	解答
	×

(答) 税理士法第41条（帳簿作成の義務）において、「税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。」と定められています。

そして、基通41-1では、「税務代理、税務書類の作成及び税務相談を実際に行った都度、そのそれぞれについて記載するものとする。」と定められています。

したがって、「税務書類の作成」を記載しただけでは、税理士業務処理簿として不十分です。

《使用人等に対する監督義務、税理士業務の制限》

問18 税務調査において、税理士事務所の事務員は、税理士の許可があれば1人で立ち会い、調査担当者からの質問の受け答えを行うことができる。	解答
	×

(答) 税務調査に立ち会うということは、その立会いにより自己の判断と責任において、本人に代わり申告内容等につき説明し、課税標準等につき主張・陳述し、答弁し、反論することとなり、その行為は、「税務代理」に該当し、税理士でない者が行えば税理士法違反となります。

税理士事務所の事務員のみが立ち会う場合、記帳補助者という立場の範囲で、単なる会計帳簿の記録内容、その他の事実の説明を行うのであれば問題ありません。

しかし、税務代理に該当する行為があれば、税理士は、税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）違反、事務員は、税理士資格がないにもかかわらず、税務代理に該当する行為を行ったことから、同法第52条（税理士業務の制限）違反に問われることになります。

《使用人等に対する監督義務》

問19 税理士事務所の使用人が税理士に無断で関与先の不正計算（脱税相談等）を行った場合、税理士自身についてはその事実を知り得ない状況であるため、懲戒処分を受けることはない。	解答
	×

(答) 税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）において、「税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。」と定められています。

このことは、使用人の監督について、税理士の強い責任が求められているものであり、仮に使用人が無断（単独）で行った関与先の不正計算（脱税相談等）であっても、懲戒処分（戒告又は1年以内の税理士業務の停止）を受ける場合もあります。

なお、平成27年財務省告示第35号において、平成27年4月1日以降の行為については、税理士の管理監督の状況等によっては、使用人が行った行為といえども、税理士本人が行った行為として扱われ、懲戒処分(同法第45条該当)の対象となる場合があります。

《税理士法人》

問20 税理士法人は、税理士業務以外に、保険代理店業務や不動産賃貸業を行ってもかまわない。	解答
	×

(答) 税理士法人は、商法上の会社とは異なり、税理士法で特別に設立が認められた特別法人であることから、その業務の範囲は税理士法が定めた範囲に限定されています。

税理士法人は、個人の税理士が税理士資格によらずに行い得る「保険代理店業務」や「不動産賃貸業」を行うことはできません。

《税理士法人》

問21 税理士法人の特定の社員税理士が監督責任者を務める部署の使用人が、不正行為を行った場合、監督義務違反を問われるのは、その社員税理士のみであり、他の社員税理士は監督義務違反を問われることはない。	解答
	×

(答) 税理士法人の社員税理士は、すべての業務を執行する権利を有し、義務を負うこととなり、特定の社員税理士が監督責任者を務める部署の使用人による不正行為があった場合、必ずしも当該社員税理士のみが税理士法第41条の2の監督義務違反を問われることにはならず、代表社員税理士、他の社員税理士、さらに税理士法人自体が監督義務違反を問われる場合もあります。

《税理士法人》

問22 2名の社員税理士のうち1名が退社したがそのまま業務を継続し、1年後に新しい社員税理士が入社した。	解答
	×

(答) 税理士法人は、税理士法人の社員税理士が1人となり、1人となった日から引き続き6か月間社員が2人以上にならなかった場合、その6月を経過したときに解散する(税理士法48条の18第2項)と定められていることから、たとえ解散登記がなされていなくても、社員税理士が1人となって6月を経過した以後は税理士業務を行うことが出来ません。

また、6月経過後に社員税理士が複数名になったとしても、税理士法上は既に解散となっていることから、速やかに日税連に退会届を提出し、新しい税理士法人を設立するか、開業税理士として活動するよう指導して下さい。

《税理士業務の制限》

問23 懲戒処分により「税理士業務の禁止」を受けた者が、禁止期間中に申告書の作成等の税理士業務を行った場合、税理士法第52条(税理士業務の制限)違反となる。	解答
	○

(答) 税理士業務の禁止処分は、税理士法第4条7号の欠格条項に該当し、税理士としての資格を有しないこととなるため、禁止期間中に税理士業務を行うことはできません。

税理士業務を行った場合は、通常の「にせ税理士」と同じく同法第52条違反として処理することになります。

《所属税理士》

問24 所属税理士が委嘱者から直接委嘱を受けて作成した申告書等に署名する場合、直接受任を受けた所属税理士の署名があればよい。	解答 ×
--	---------

(答) 所属税理士が委嘱者から直接委嘱を受けて作成した申告書等に署名する場合、

① その勤務する税理士事務所の名称又は所属する税理士法人の名称

② 直接受任である旨

を付記する必要があります。

※ 直接受任の場合

「●●税理士事務所(又は税理士法人) 所属税理士●●●● (直接受任)」

※ 補助業務の場合

「●●税理士事務所(又は税理士法人) 所属税理士●●●●」

《所属税理士》

問25 所属税理士は、委嘱者から直接委嘱を受けて行う税理士業務については、使用人を雇用することができる。	解答 ×
--	---------

(答) 所属税理士は、使用者税理士等の事務所に勤務する使用人であり、

① その本来業務は補助業務であること

② 所属税理士が自らの事務所を設置することもできないこと

から、自らの使用人その他従業者を持つことはできません。

ただし、所属税理士が使用者税理士等の事務所に勤務する使用人を、使用者税理士等との協議の上、一時的に借用(当該使用人は使用者税理士等の職務命令により所属税理士を一時的に補助する場合に限り)することは可能です。

徵收部門

税理士法違反とならないために

～ 税理士の皆様へ～

平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

皆様は、税理士法第1条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

しかしながら、一部の税理士等の税理士法違反行為により、毎年、財務大臣による懲戒処分等が相当数行われております。

皆様が、税理士法違反とならないためには、税理士法の内容を正しく理解していただくことが必要です。

そのために、国税庁では、「税理士法違反行為 Q&A」など、税理士法に関する情報をホームページに掲載しておりますので、是非一度ご確認くださいようお願いいたします。また、近畿税理士会天王寺支部においては、税理士法その他職業倫理に関する研修を実施しておりますので、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

(参考1) 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の件数

会計年度	平 27 年度	平 28 年度	平 29 年度	平 30 年度	令元年度	令2年度
件 数	41	39	38	51	43	22

(参考2) 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(参考3) 税理士法第39条(会則を守る義務)

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

国税庁ホームページ掲載の「税理士に関する情報」

- ・ 税理士法
- ・ 税理士法基本通達
- ・ 税理士法違反行為 Q&A
- ・ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

(平成 27 年3月 31 日以前にした不正行為に係る懲戒処分等に適用:財務省告示第 104 号)

(平成 27 年4月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用:財務省告示第 35 号)

など

懲戒処分の対象となる税理士法違反行為の具体事例

～ 税理士法違反行為 Q&A(抜粋) ～

国税庁ホームページに掲載されている「税理士法違反行為 Q&A」では、どのような行為をしたら税理士法違反となるか等について、Q&A 形式により、下記のような具体事例を多数紹介し、説明していますので、是非一度ご確認いただきますようお願いいたします。

◎ 故意に不真正の税務書類を作成した場合

【条文】税理士法第 45 条第 1 項該当

【量定】6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から自身には多額の借金があり税金を納めることができないので何とかしてほしい旨の依頼を受け、いずれ修正申告をしなければならないことを乙に説明した上で当年分に計上すべき売上金額であると認識しながらその売上金額を翌年分に計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

(問3-6 事例6参照)

◎ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合

【条文】税理士法第 37 条違反、同法第 46 条該当

【量定】戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことや確定申告しても税金が還付となると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額等を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。

(問3-10 事例 12 参照)

◎ 税理士法第 52 条の規定に違反する者に対して名義貸しをした場合

【条文】税理士法第 37 条の 2 違反、同法第 46 条該当

【量定】2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士甲は、勤務実態のない非税理士乙を使用人と装い、乙が作成した所得税及び消費税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名する「名義貸し」行為を行った。

(問3-16 事例 23 参照)

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.7%→軽減後 年0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
（注）通常 年 8.7% → 軽減後 年 0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「**猶予申請書**」を所轄の税務署に提出してください。
▶ **提出は、便利な e-Tax をご利用ください！** スマホやタブレットでも申請できます！
※ 郵送でも可能です（様式は国税庁HPから入手可能）。
● 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**



※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら



消費税及び地方消費税の納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です(注1)。
基準期間(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。
 (注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者になります。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和3年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】 8:30 ~ 17:00 (土日祝除く)



詳しくはこちら↑



簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはこちら→



■ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で振替依頼書を提出する必要がありますが、令和3年1月からオンライン（e-Tax）で提出できるようになりました。（注）個人の方に限ります。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注）から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※ 軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。



詳しくはこちら↑

管理運營部門

近畿税理士会天王寺支部へのご協力のお願い事項等について（管理運営関係）

項 目	内 容									
<p>1 期限内納付指導について</p>	<p>(1) 期限内納付指導について</p> <p>令和3年分の確定申告の納期限について、関与先の皆様に周知及び納税資金の準備を指導いただきますようお願いします。</p> <table border="1" data-bbox="507 371 1425 519"> <thead> <tr> <th></th> <th>納期限</th> <th>振替日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税</td> <td>令和4年3月15日（火）</td> <td>令和4年4月21日（木）</td> </tr> <tr> <td>消費税及び地方消費税</td> <td>令和4年3月31日（木）</td> <td>令和4年4月26日（火）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 納付相談について</p> <p>納期限までに納付が困難な方に対しては、所得税の延納制度を利用いただくか、所轄税務署の徴収部門と早期に相談されるよう、指導をお願いします。</p>		納期限	振替日	所得税及び復興特別所得税	令和4年3月15日（火）	令和4年4月21日（木）	消費税及び地方消費税	令和4年3月31日（木）	令和4年4月26日（火）
	納期限	振替日								
所得税及び復興特別所得税	令和4年3月15日（火）	令和4年4月21日（木）								
消費税及び地方消費税	令和4年3月31日（木）	令和4年4月26日（火）								
<p>2 キャッシュレス納付について</p>	<p>キャッシュレス納付のご案内（別紙1）</p> <p>国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に出向く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。</p>									
<p>3 所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付について</p>	<p>送付時期（局又は庁より一括発送する予定です）</p> <p>① 確定申告書プレプリント用紙・・・・・・・・・・ <u>1月17日（月）</u></p> <p>② 確定申告のお知らせはがき（来署以外用）・・・・ <u>1月14日（金）</u></p> <p>③ 確定申告のお知らせ通知書・・・・・・・・・・ <u>1月24日（月）</u></p> <p>④ 確定申告のお知らせはがき（来署用）・・・・・・ <u>1月27日（木）</u></p> <p>⑤ 納付書（単独発送分）・・・・・・・・・・ <u>1月24日（月）</u></p> <p>※ ①～⑤の日付は、郵便局持込日を示す。</p>									

項目	内容										
<p>4 納付書の送付について</p>	<p>納付書については、原則として、継続申告見込者のうち、①振替納税又はダイレクト納付を利用されている方、②前年に還付申告をされた方、③前年分の申告納税額が0円かつ、前々年の申告納税額が0円又は還付申告の方を除き、送付します。</p> <p>また、申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、事前に送付された納付書をご利用ください。</p> <p>【納付書の送付方法】</p> <table border="1" data-bbox="507 524 1425 831"> <thead> <tr> <th>送付区分</th> <th>納付書送付方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 確定申告書プレプリント用紙</td> <td>確定申告書用紙に同封して送付</td> </tr> <tr> <td>② 確定申告のお知らせはがき</td> <td>送付なし</td> </tr> <tr> <td>③ 確定申告のお知らせ通知書</td> <td>お知らせ通知書に同封して送付</td> </tr> <tr> <td>④ メッセージボックスへの連絡</td> <td>納付書のみ単独で送付 1月24日(月)(郵便局持込み)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融機関窓口等で入手した納付書の記載に当たっては、「納付書(領収済通知書)の記載要領」を参照してください。</p>	送付区分	納付書送付方法	① 確定申告書プレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付	② 確定申告のお知らせはがき	送付なし	③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付	④ メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 1月24日(月)(郵便局持込み)
送付区分	納付書送付方法										
① 確定申告書プレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付										
② 確定申告のお知らせはがき	送付なし										
③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付										
④ メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 1月24日(月)(郵便局持込み)										
<p>5 予納制度の利用勸奨について</p>	<p>予納制度は、おおむね6月(期限内申告書(国税通則法第17条第2項)において納付すべき税額の確定することが確実と認められる国税については、おおむね12月)以内に、納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税について、納付の日までに対象税目の所轄の税務署長に「国税の予納申出書」を提出いただくことで、あらかじめ納付することができる制度です。</p> <p>なお、確定申告により納付することが見込まれる税額について、その課税期間中であれば、「国税の予納申出書」を提出することなく「ダイレクト納付を利用した予納」が利用可能です。</p> <p>「予納制度を利用した納税のご案内」(チラシ)をご覧ください。ここでは予納制度の利用方法を例示しております。</p> <p>(1) 期限内納付(おおむね12月以内)</p> <p>①では、毎月いくらかを予納する「定期的な予納」、②では、一時に収入が発生した際など、「任意のタイミングによる予納」をそれぞれ記載しております。</p> <p>予納制度を利用することで、確定申告により一時に納税する負担の軽減を図ることができます。</p> <p>(2) 修正申告等による納付(おおむね6月以内)</p> <p>調査等により近日中に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等の提出前であっても、その納付すべき税額の見込金額をあらかじめ予納することにより、延滞税の計算期間が予納をした日までとなることから、延滞税の負担軽減を図ることができます。</p> <p>(注) 予納をした場合には、原則その還付を求めることはできません。</p> <p>関与先の納税に係る負担軽減及び期限内納付に向けて、予納制度の積極的な利用勸奨をお願いします。</p>										

項目	内容						
6 納税証明書のオンライン請求の利用勸奨について	<p>ネットで便利に納税証明書（別紙2） 納税税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになりました。</p>						
7 国税還付金の受取について	<p>国税還付金の受取は、「口座振込」を是非ご利用ください。 口座振込を希望する場合は、申告書の記載に当たり、次の事項を確実に記載していただき、振込不能の防止にご協力をお願いします。</p> <p>① フリガナ ② 納税管理人が指定されている場合、その旨の記載と納税管理人の口座 ③ 振込先（金融機関名《特に銀行等の合併、支店の統廃合による名称変更に注意》、預金種類、口座番号）</p> <p>(注) 1 還付金の振込は、申告者（本人）名義の口座に限ります。 2 口座名義に、店名、事務所などの名称（屋号）が含まれる場合は入金できません。</p> <p>なお、記載に当たっては留意事項（「国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください」（チラシ）を参照）をご確認ください。</p> <p>また、国税還付金の受取につきましては、申告書を提出されてから、1か月から1か月半程度かかる場合があります。</p> <p>おって、自宅等から e-Tax を利用して提出された還付申告（来署による e-Tax 還付申告を除く。）は、書面申告と比べて早期処理を行っています。</p> <p>このうち、1～2月に提出された個人の e-Tax 還付申告については、2～3週間程度で還付処理を行います。</p> <p>(注) 添付書類に不備等がある場合は、必要な書類が全てそろってから、3週間程度となります。</p> <p>【参考】e-Tax申告に係る還付処理の目安</p> <table border="1" data-bbox="520 1323 1313 1435"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月・2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅等</td> <td>2～3週間程度</td> <td>3週間程度</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1月・2月	3月	自宅等	2～3週間程度	3週間程度
区分	1月・2月	3月					
自宅等	2～3週間程度	3週間程度					
8 法定調書等の期限内提出について	<p>令和3年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表については、提出期限である令和4年1月31日（月）までに提出をお願いします。</p> <p>なお、提出すべき法定調書がない場合でも、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入の上、提出をお願いします。</p> <p>おって、期限内に提出されなかった場合は、提出の依頼文が送付されることがありますので、あらかじめ御留意願います。</p>						

国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

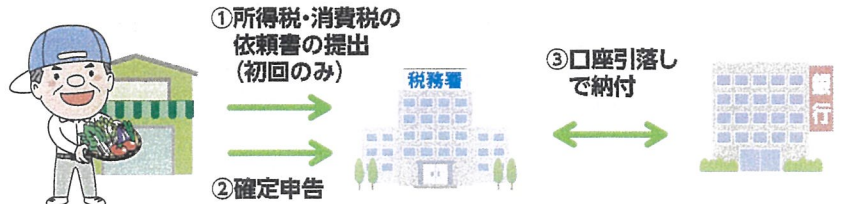
さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 ▶ インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 ▶ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 ▶ 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを利用されている方 インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード <small>※納付税額に応じた決済手数料あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

- 「地方税共通納税システム」から、次の税金が利用できます。
- ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
- 詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
 自宅で国税と地方税の
 納付ができるね



利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

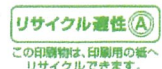
検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



令和3年9月



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1

STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2

STEP

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370円です。



3

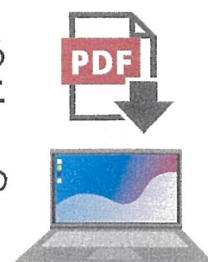
STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。



他にもまだある // 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1
STEP

自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト (WEB 版) から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。
- (注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。(QR コードは (株) デンソーウェブの登録商標です)

2
STEP

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

3
STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)

4
STEP

納税証明書の受取

「1」からは、税務署窓口での手続きです。

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書 (マイナンバーカード等) の取得や、IC カードリーダーの購入が必要です。
 ※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト (S P 版) はご利用できません。
 ※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

法人課税部門

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たり、記載漏れ、記載誤り、二重送信が見受けられます。これらの記載誤り等がある場合は、審査に通常よりも多くの時間を要することとなりますので、提出前に誤り等がないかどうか確認のうえ、ご提出ください。

～申請書の記載に当たり、特にご注意いただきたい事項～

【住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地】欄

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の所在地を正しく記載してください。建物名、部屋番号も正確に記載願います。

【氏名又は名称】欄

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の法人名を正しく記載してください。大文字・小文字、アルファベット表記・カナ表記も正確に記載願います。

〔個人事業者の方へ〕

- ・屋号を公表したい事業者の方は、別途「公表申出書」の提出が必要です。「氏名又は名称」欄へ屋号は記載しないようご注意願います。
- ・氏名は、住民票等に記載された漢字（字体）を正しく記載してください。
なお、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載された文字と公表される文字とが異なる場合があります。

【代表者氏名】欄

〔個人事業者の方へ〕

- ・「代表者氏名」欄への記載は、法人事業者の方のみ必要です。個人事業者の方は、記入しないようご注意願います。

【事業者区分】欄

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・「課税事業者」/「免税事業者」のいずれかにチェックが入っているかご確認ください。

【次葉】

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・次葉の「登録要件の確認」欄は全ての事業者の方に記載していただく必要があります。
記載漏れがないかどうかご確認ください。

～e-Taxの送信に当たり、特にご注意いただきたい事項～

一度送信した後、後日同じ内容で再送信されるケースが見受けられます。「受信通知」を確認いただき、二重送信とにならないようご注意願います。

なお、二重送信となっている場合、原則として最後に送信された登録申請書を有効なものとして取り扱わせていただきます。

よくある記載誤りと正しい記載等

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

令和 年 月 日	(フリガナ)	(〒 -)	(法人の場合のみ公表されます)
申請者	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(法人) 【誤】 登記情報と異なる所在地を記載 【正】 登記上の所在地を正しく記載	
	(フリガナ)		
	納税地	(個人) 【誤】 屋号を記載 【正】 氏名のみ記載 ※ 屋号の公表を希望する場合は別途「公表申出書」の提出が必要	
	(フリガナ)		
氏名又は名称	(個人) 【誤】 氏名や屋号を記載 【正】 個人事業者は「代表者氏名」欄に記載しない		
(フリガナ)			
代表者氏名			
法人番号			

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項 (印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 1 申請者の氏名又は名称
 - 2 法人 (人格のない社団等を除く。) においては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日 (特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日) までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分 課税事業者 免税事業者

※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください (詳しくは記載要領等をご確認ください。)

令和5年判定による場合は令和5年9月30日以前に提出する必要があります。

(法人及び個人)
【誤①】 どちらにもチェックがない
【誤②】 誤ってチェック (提出時点では免税事業者だが、課税事業者にチェック等)
【誤③】 課税事業者 (選択) 届出書を提出していないにも関わらず「課税事業者」欄にチェック
【正】 提出時点の状況に応じてどちらかに必ずチェック (「課税事業者」欄にチェックする場合は課税事業者 (選択) 届出書の提出が必要)
 ※ 課税事業者届出書の提出がない場合はしょうようが必要

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	登録番号	T				

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)」を併せて提出してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

		氏名又は名称			
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業	(法人及び個人) 【誤①】 免税事業者だがどちらにもチェックがない 【誤②】 課税事業者だがチェック及び記載がある 【正】 免税事業者の場合はどちらかに必ずチェック及び記載が必要 ※ 課税事業者の場合は記載不要			
	令和5年(平成27年)10月1日以後に開始した事業	個人番号			
	事業内容等	生年月日(法人)	記載	資本金	円
	消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間の初日	※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日		
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です ※ この申請書の「確認」欄のいずれか。	(法人及び個人) 【誤①】 チェックがない 【誤②】 罰金以上の刑に処されたことがないにも関わらず(逆読みして)、「□いいえ」にチェックが入っている 【正】 必ずチェック ※ 要件を満たさない場合は登録事業者になれない			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
参 考 事 項	その他 (法人及び個人) 【誤】 電子通知希望だが電子通知希望欄にチェックをしていない 【正】 電子通知を希望する場合は電子通知希望欄にチェックが必要				
	(法人及び個人) 【誤】 次葉の提出がない 【正】 次葉は全事業者が提出する必要				

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



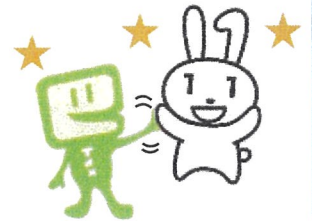
自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

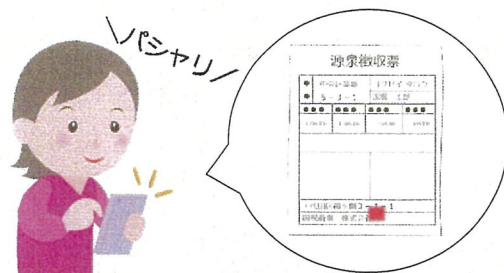
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

ICカードリーダーダライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲
(NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) (NEW)

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 (NEW)
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

..... 税務署
令和.....年.....月.....日提出

【令和.....年分】

名簿番号	
------	--

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

住 所		関 与 税 理 士	(電話)
フリガナ 氏 名	電話番号 ()		

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。
(注) 登記事項証明書の写しなど不動産番号等の記載があるものを提出いただくことで、登記事項証明書の添付（提出）を省略することもできます（その場合、この明細書の提出は不要です。）。

1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等

	不動産 の種別	特例適用 条 文	資 産 の 区 分	所在及び地番又は家屋番号 (*1)										
				不 動 産 番 号 (*2)										
1	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産											
2	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産											
3	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産											
4	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産											
5	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産											

- (※) 1 地番・家屋番号は、住居表示番号（○番○号）とは異なりますので、注意してください。
- 2 不動産番号は、13桁の番号で、登記事項証明書等（例えば、登記事項証明書の表題部の「不動産番号」欄）に記載されています。

2 買換資産等を取得する見込みがあるとして、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしていた場合におけるその申告書の提出状況

提 出 先	税務署	旧 氏 名	
旧 住 所			

(注) 「旧氏名」欄及び「旧住所」欄は、この明細書を提出するときの氏名又は住所が、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしたときの氏名又は住所と異なる場合に記載してください。

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

1 使用目的

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。

(注) 法令上、「登記事項証明書」の添付（提出）が規定されているものに限りです。

2 記載要領等

- (1) 「【令和__年分】」には、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をする年分を記載します。
- (2) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「不動産の種別」欄及び「資産の区分」欄は、該当するものに対応する□に✓印を記載します。
- (3) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「特例適用条文」欄は、次の「○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表」等を参考に、該当するもの（租税特別措置法の場合は「措」、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）の場合は「震」となります。）を○で囲んだ上、条項番号を記載します。

○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表

特 例	適 用 条 文
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 31 条の 3
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第 33 条
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第 33 条の 3
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（※）	租税特別措置法第 34 条の 3
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第 35 条第 3 項
特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第 35 条の 2
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 36 条の 2
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 37 条
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 37 条の 5
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第 41 条の 5
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第 41 条の 5 の 2

(※) 登記事項証明書に、土地等に係る権利の移転が公告によるものであることを明らかにする表示がある場合に限りです。

個人課稅部門

取得した不動産に係る不動産番号等の明細書（相続税・贈与税用）

氏 名	
-----	--

この明細書は、次に掲げる場合において、その取得した不動産に係る不動産番号等を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略するときに使用します。

(注) 登記事項証明書の写しなど不動産番号等の記載のあるものを提出いただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます（その場合、この明細書の提出は不要です。）。

- ① 贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第 1 表に不動産番号を書ききれないとき
- ② 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第 1 表の 2 に不動産番号を書ききれないとき
- ③ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受ける場合（②の住宅取得等資金の非課税と併せて適用する場合を除きます。）
- ④ 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第 1 表の 3 に不動産番号を書ききれないとき
- ⑤ 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した相続税法第 19 条第 2 項に規定する特定贈与財産の価額について、相続税の課税価格に加算しない場合

1 適用を受ける特例（適用を受ける特例の□に✓印を記入してください。）

- 贈与税の配偶者控除
- 住宅取得等資金の非課税
- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例
- 震災に係る住宅取得等資金の非課税
- 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した相続税法第 19 条第 2 項に規定する特定贈与財産の価額について、相続税の課税価格に加算しない場合

2 取得した不動産に係る不動産番号等

	不動産 の種別	所在及び地番又は家屋番号 ^(注1)												
		不 動 産 番 号 ^(注2)												
1	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
2	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
3	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
4	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													
5	<input type="checkbox"/> 土地													
	<input type="checkbox"/> 建物													

(注) 1 地番・家屋番号は、住居表示番号（○番○号）とは異なりますので、注意してください。
 2 不動産番号欄には、登記事項証明書等に記載されている 13 桁の不動産番号を記入してください。

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと

65 万円の青色申告特別控除

が受けられます

令和 2 年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、**e-Tax による申告（電子申告）** 又は **電子帳簿保存** を行うことが必要になりました。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	—	—	—

注1 遅延申告の場合も翌年 3 月 15 日までに提出が必要です。

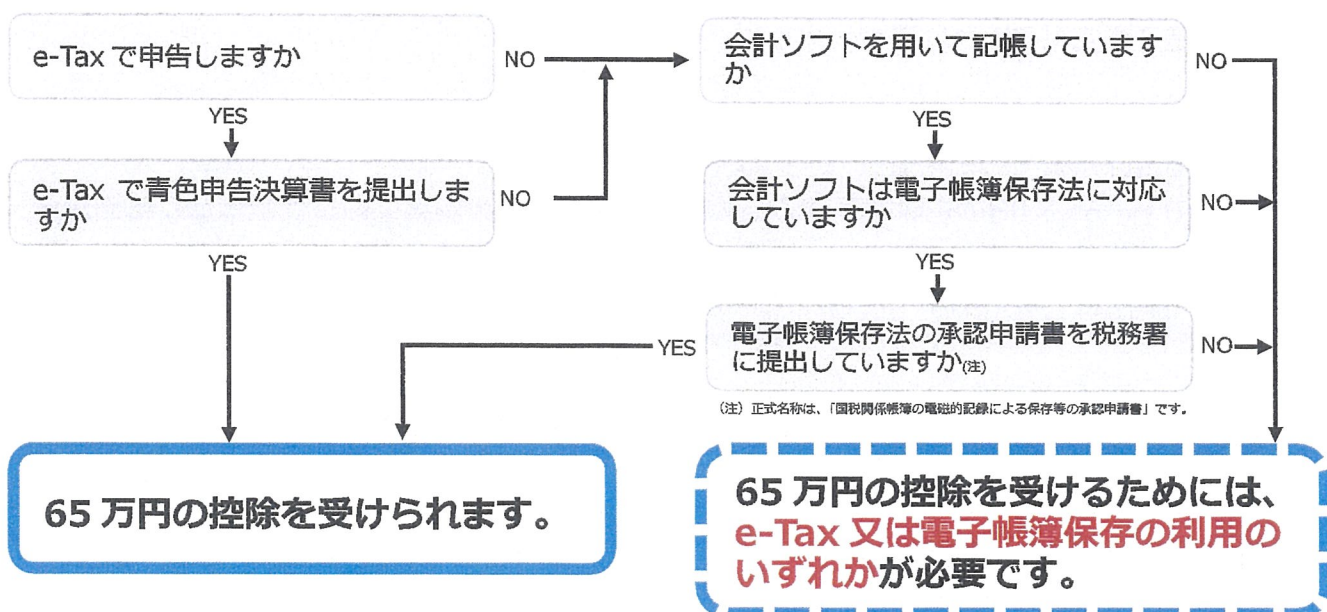
注2 損益計算書の提出は必要です。

記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からない方、記帳に関する指導を希望される方に対して、日々の記帳方法から申告書の提出まで一貫した指導を行っています。

記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

65 万円の控除を受けられるかチェック！



詳細は裏面をご覧ください！

65万円の控除を受けるためには…

以下の①又は②のいずれかが必要です。

①e-Tax を利用

65万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax** で確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で送信することもできます。

- ※ 1 e-Tax のご利用の流れについては、事前に e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) の「個人でご利用の方」のページでご確認ください。
- ※ 2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、電子帳簿保存を利用している方以外は 65万円の控除を受けられません。
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

②電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

- ※ 1 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ※ 2 この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前までに電子帳簿保存に係る承認申請書を税務署に提出する必要があります。
そのため、**令和3年分の所得税確定申告**において65万円の控除を受けるためには、**令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要**があります。

(参考) 電子帳簿保存法が改正されました。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、**令和4年1月1日以後**に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件(注)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、**法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出**することが必要となります。

(注) 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

- ※ **令和4年分の所得税確定申告**から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

Q e-Tax

検索

Q 国税庁 電子帳簿保存関係

検索